習志野市谷津地域包括支援センター

（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人慶美会（以下「事業者」という。）が開設する谷津地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「従事者等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従事者等は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

（１）虚弱状態及び要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立して日常生活が営むことができるように配慮すること。

（２）利用者の意思や人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービスや地域支援事業サービス等、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮すること。

（３）事業の運営に当たっては、習志野市、他の地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、ボランティア団体等の連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　習志野市谷津地域包括支援センター

（２）所在地　千葉県習志野市谷津５丁目１６番３３号　谷津コミュニティセンター内

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名　（兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）担当職員　１名以上

担当職員は指定介護予防支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
（１）営業日は月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。
（２）営業時間は午前８時 30 分から午後５時１５分までとする。

（介護予防支援の内容）
第６条　指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。
（１）介護予防サービス計画の作成
（２）指定介護予防サービス提供事業者との連絡調整
（３）効果の評価
（４）その他利用者に対する便宜の提供

（介護予防支援の提供方法）
第７条　利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは事業所内とする。
２　サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは事業所内とする。
３　事業所の従事者等は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び介護予防サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

（利用料等）
第８条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

（通常の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は谷津、谷津町、奏の杜とする。

（個人情報保護）
第１０条　従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
２　従事者等であった者が従業者等でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
３　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイ

ダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

４　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業者は、利用されている方々の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

（１）　事業所における利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、その対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。

（２）　事業所は、当該事業所内における利用者の人権の擁護・虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所は、職員に対し、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、研修を定期的に実施する。

（４）　虐待防止担当者を配置し、職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる態勢を整えるほか、職員がサービスを利用されている方々の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

（その他運営についての留意事項）

第１２条　事業所は、従事者等の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

２　前項の規定する研修の実施に当たっては、習志野市及び他の指定居宅介護支援事業所との連携を図ることとする。

３　事業所は、指定介護予防支援の一部を指定介護予防支援事業所に委託する場合は、適切かつ効果的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

４　職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

５　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援サービスの提供を継続的に実施しながら、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。また事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。また事業所は、定期的に業務

継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は介護保険関係法令に従い習志野市、事業者及び事業所の管理者との協力により定めるものとする。

附則

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

平成２９年　７月１０日　一部改正

平成３１年　４月　１日　一部改正

令和　３年　４月　１日　一部改正

令和　４年　４月　１日　一部改正

令和　５年　４月　１日　一部改正